



# 鳥取県公報

平成14年12月25日(水)  
号外第174号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

教委規則 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(33)(小中学校課)..... 1

### 教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 中 村 辰 夫

#### 鳥取県教育委員会規則第33号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

ア 現業職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	121,200	220,600	265,200	317,300
2	124,900	228,700	273,800	327,300
3	128,700	237,200	282,500	337,300
4	132,500	246,200	291,200	347,100
5	135,100	255,300	299,700	356,700
6	139,500	263,800	308,200	366,000
7	144,000	282,500	314,400	375,100
8	149,200	291,200	323,800	383,900
9	155,000	299,700	333,200	392,400
10	161,000	308,200	342,500	399,700
11	167,300	314,400	351,900	409,100
12	178,400	323,800	361,200	417,900
13	185,600	333,200	370,200	425,800

14	191,600	342,500	379,000	431,700
15	197,000	351,900	386,600	437,400
16	207,500	361,200	392,200	441,200
17	215,400	370,200	397,200	445,000
18	223,300	379,000	405,000	448,900
19	231,200	386,600	409,800	452,500
20	238,700	392,200	414,000	456,200
21	255,300	397,200	417,600	
22	263,800	400,700	421,300	
23	272,300	404,200	424,800	
24	280,700	407,600	428,300	
25	288,900	411,100	431,900	
26	299,700	414,500		
27	308,200	417,900		
28	316,600	421,400		
29	324,700			
30	332,200			
31	339,700			
32	346,900			
33	352,500			
34	357,300			
35	361,300			
36	364,600			
37	367,500			
38	370,400			
39	372,900			
40	375,500			
41	378,000			
42	380,600			
43	383,200			
44	385,900			

## イ 現業職給料表( 2 )

職 務 の 級	給 料 月 額		
	第 1 類	第 2 類	第 3 類
1 級	150,800円	188,600円	217,400円

第 2 条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1の3(第2条の2関係) 調 整 基 本 額 表			別表第1の3(第2条の2関係) 調 整 基 本 額 表		
職員の区分	職務の級	調 整 基 本 額	職員の区分	職務の級	調 整 基 本 額
再任用職員以外の職員	1級	10,300円。ただし、1号給から11号給まで 5,200円 12号給から15号給まで 6,600円 16号給から20号給まで 8,600円 21号給から25号給まで 9,900円	再任用職員以外の職員	1級	10,500円。ただし、1号給から11号給まで 5,200円 12号給から15号給まで 6,700円 16号給から20号給まで 8,700円 21号給から25号給まで 10,100円
		11,000円。ただし、1号給から6号給まで 9,900円 7号給から10号給まで 10,300円			11,200円。ただし、1号給から6号給まで 10,100円 7号給から10号給まで 10,500円
		11,400円。ただし、1号給から6号給まで 10,300円 7号給から17号給まで 11,000円			11,600円。ただし、1号給から6号給まで 10,500円 7号給から17号給まで 11,200円
		12,000円。ただし、1号給から9号給まで 11,400円			12,200円。ただし、1号給から9号給まで 11,600円
再任用職員	1級	第1類 5,200円 第2類 6,600円 第3類 8,600円	再任用職員	1級	第1類 5,200円 第2類 6,700円 第3類 8,700円

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動別表」という。)に対

応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～4 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>5 平成15年1月1日（以下「新基準日」という。）の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額（新基準日以後に教育委員会が定める異動をした職員にあっては、教育委員会が定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。）及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日における現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第33号。以下「平成14年改正規則」という。）による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「平成14年改正前の規則」という。）第2条の2第2項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成8年1月1日において適用される給料月額（新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新基準日以後に教育委員会が定める異動をした職員にあっては、教育委員会が定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の2分の1を減じた額（以下この</p>	<p>附 則 1～4 略 (経過措置)</p> <p>5 現に受ける職務の級及び号給の給料月額（以下「現に受ける給料月額」という。）（現に受ける給料月額が現に受ける職務の級及び号給の平成8年1月1日において適用される給料月額（以下「基準日の対応給料月額」という。）を超えている場合は、現に受ける給料月額と基準日の対応給料月額との差額の2分の1を現に受ける給料月額から減じた額）及び改正後の規則第2条の2第2項の規定により算出した額の合計額（以下「改正後の仮定給料の月額」という。）が、基準日の対応給料月額及び基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第2条の2第2項を適用したときに得られる額の合計額（以下「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第2条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額を加えた額とする。</p> <p>6 現に受ける給料月額が職務の級の最高の号給を超える職員の給料の調整額に関する経過措置は、教育委員会が定める。</p>

項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第2条の2第2項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、平成14年改正規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「平成14年改正後の規則」という。)第2条の2第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き当該職又は当該職と平成14年改正後の規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数(以下「調整数」という。)が同一である職を占める間、同項の規定により算定した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

6 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

7 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日(教育委員会が定める職員にあっては、教育委員会が定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に教育委員会が定める異動をした職員にあっては、教育委員会が定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における平成14年改正前の規則第2条の2第2項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給の平成8年1月1日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に教育委員会が定める異動をした職員にあっては、教育委員会が定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の2分の1を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第2条の2第2項の規定の例により得られ

る額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、平成14年改正後の規則第2条の2第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

8 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員であった者で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第5項（新基準日以後に新たに職員となった者にあつては、前項）の規定を準用する。

9 略

10 略

附則別表第1 略

附則別表第2

平成15年1月1日から同年3月31日まで	100分の100
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	100分の75
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の50
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の25

7 略

8 略

附則別表 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 平成15年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
396,500	388,600	433,500	424,900	444,400	435,500	469,600	459,900
399,300	391,300	437,100	428,400	448,100	439,100	473,400	463,600
402,100	394,000	440,700	431,900	451,800	442,700	477,200	467,300
404,900	396,700	444,300	435,400	455,500	446,300	481,000	471,000
407,700	399,400	447,900	438,900	459,200	449,900	484,800	474,700

